



視

野が狭くなる、記憶力が判断力が低下する、筋力が衰える、反射神経が鈍くなるなど、加齢とともに体は徐々に衰えていきます。このような身体機能の低下を理由に、運転免許証を自主的に返納(自主返納)した方を支援するため、福智町では「免許証自主返納支援事業」を開始します。自主返納した方には、交通機関の利用券を交付。「そろそろ運転を卒業しようか」と考えているかたは、運転免許証の自主返納について、ご家族と一緒に検討してみませんか。

問 役場総務課 ☎22-0555



対象者

福智町に住民登録がある70歳以上の人で、下記のどちらかに該当する人

- ▶ 令和2年4月以降に運転免許証を自主返納した人
- ▶ 令和2年4月以降に運転免許証を更新せず失効した人

POINT

※ 自主返納・失効から1年以内に申請した人に限ります。



支援内容

下記の①・②から5セット分(1万円相当)を選択して、お一人様1度に限り支援を受けることができます。

- ① 平成筑豊鉄道の回数乗車券
→ 10枚つづり(2千円相当)
- ② 福智町タクシー利用券
→ 4枚つづり(2千円相当)



例えば

【①を2セット】+【②を3セット】申請した場合

▶ 平筑乗車券20枚とタクシー利用券12枚が受け取れます!



福智町でも始めます!!

支援事業

運転免許証の自主返納



手順

3

翌月、回数券などを受け取る

申請した翌月に届く「交付決定通知書」を総務課の窓口へ提出し、回数券などを受け取る。

手順

2

福智町役場で支援申請を行う

「返納・失効したことが確認できる書類(次の①〜④のいずれか1つ)」と印鑑を持参して、役場総務課(本庁3階)で申請する。

- ① 取消後の運転免許証
 - ② 運転免許の取消通知書
 - ③ 運転経歴証明書
 - ④ 運転免許経歴証明書
- ※③・④は、申請が必要な有料の書類です。詳しくは、警察署へお問合せください。

手順

1

「運転免許証」を自主返納する

警察署や運転免許試験場で、免許証の返納手続きを行う。

【最寄り施設の紹介】

▼ 田川警察署

☎44-0110

▼ 筑豊自動車運転免許試験場

☎0948-26-7110



「回数券」の申請方法